(2)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
(3)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
(4)・(5)　（略）

6　介護予防短期入所生活介護費（１日につき）
イ　介護予防短期入所生活介護費
(1)　単独型介護予防短期入所生活介護費
(一)　単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)
a　要支援１　465単位
b　要支援２　577単位
(二)　単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)
a　要支援１　465単位
b　要支援２　577単位
(2)　併設型介護予防短期入所生活介護費
(一)　併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)
a　要支援１　437単位
b　要支援２　543単位
(二)　併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)
a　要支援１　437単位
b　要支援２　543単位
ロ　ユニット型介護予防短期入所生活介護費
(1)　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費
(一)　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)
a　要支援１　543単位
b　要支援２　660単位
(二)　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)
a　要支援１　543単位
b　要支援２　660単位
(2)　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費
(一)　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)
a　要支援１　512単位
b　要支援２　636単位
(二)　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)
a　要支援１　512単位
b　要支援２　636単位
注１・２　（略）
３　イ(2)について、共生型介護予防サービス（指定介護予防サービス基準第２条第７号に規定する共生型介護予防サービスをいう。）の事業を行う指定短期入所事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この注において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第118条第１項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項に規定する指定障害者支援

(2)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
(3)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
(4)・(5)　（略）

8　介護予防短期入所生活介護費（１日につき）
イ　介護予防短期入所生活介護費
(1)　単独型介護予防短期入所生活介護費
(一)　単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)
a　要支援１　461単位
b　要支援２　572単位
(二)　単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)
a　要支援１　460単位
b　要支援２　573単位
(2)　併設型介護予防短期入所生活介護費
(一)　併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)
a　要支援１　433単位
b　要支援２　538単位
(二)　併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)
a　要支援１　438単位
b　要支援２　539単位
ロ　ユニット型介護予防短期入所生活介護費
(1)　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費
(一)　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)
a　要支援１　539単位
b　要支援２　655単位
(二)　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)
a　要支援１　539単位
b　要支援２　655単位
(2)　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費
(一)　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)
a　要支援１　508単位
b　要支援２　631単位
(二)　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)
a　要支援１　508単位
b　要支援２　631単位
注１・２　（略）
（新設）